

(8) 災害・緊急時の対応

【令和6（2024）年6月一部改定】

1. 「高槻市」に、「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」「大雪警報」の

いずれかが発令された時の措置について

1	<u>午前7時の時点で</u> 「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが、発令された場合	・自宅待機（給食は中止）
2	<u>午前9時までに</u> 「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」「大雪警報」が解除された場合	・解除の時点で、保護者の判断で、登校をお願いします。 ※予測できない事態が発生する事もありますので、各家庭で状況を判断し安全確保に努めてください。 ・授業は、2時間目（9：50）から4時間目（12：30）まで実施。 ・給食は中止。 ・午前中で授業終了後、12:35 下校。 ・学童保育室は、弁当が必要。
3	<u>午前9時を過ぎても</u> 「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」「大雪警報」が解除されない場合	・臨時休校（学童保育室も休室）
4	<u>授業開始後</u> 、「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが発令された場合	・原則、保護者へ直接、引き渡しをします。 ・メールで連絡します。

令和6年6月5日から運用開始

「気象警報の発表の可能性が高いと予測される場合は、前日に学校給食の中止を決定する。」

(1) 前日の午前中の段階で、翌日午前7時時点で高槻市に気象警報（暴風、大雨、洪水等）が発表されている可能性が高いと判断した場合は、給食中止を決定します。

（前日が休日の場合も、同様に判断し決定します。）

(2) 給食中止の旨を、前日に通知文またはライデンメールでお伝えします。

また、急な天候の回復等で臨時休業にならなかった場合の対応（午前中授業での帰宅、もしくは弁当持参での通常授業）についても、案内します。

なお、臨時休業措置等の決定については、これまで通り当日の朝に判断し、お伝えします。

2. 「高槻市」に、「特別警報」が発令された時の措置について

- (1) 高槻市に「特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪）」が発令された場合、その日は臨時休校とします。

※特別警報が発令された場合は、避難勧告・指示に従い避難所へ避難するか、屋外に出ることが危険な場合は家の中の安全な場所にとどまるなど、直ちに命を守る行動をとってください。

- (2) 登校後に特別警報が発令された場合、安全が確認できるまで学校で待機します。原則、保護者へ直接、引き渡しを行います。
- (3) 翌日の措置については、学校施設や通学路・道路の状況により判断します。

3. 地震（震度5弱以上の大規模地震）発生時における措置について

震度5弱以上の地震が発生した場合	
登校前	臨時休校（学童保育室も休室） （ご家庭で安全確保に努めてください。）
登校中	危険な場所を避け、安全な場所に一時避難し、揺れがおさまったら、学校もしくは自宅で、近い方に向かう。その際には、落下物に注意し、壊れそうな建物や塀・地割れ等に近づかないようにしてください。（登校してきた児童は下記の在校時に準じて保護者に引き渡すまで学校で保護する。）
在校時	授業を中止し、安全な場所へ避難誘導します。安全確認の上、児童の保護に努め、原則として、保護者へ引き渡しを行い、保護者同伴で下校します。 保護者は、できるだけ速やかに学校までお迎えをよろしくお願いします。
下校時	原則として自宅へ向かう。その際には、落下物に注意し、壊れそうな建物や塀・地割れ等に近づかないようにしてください。 （学校に残っている児童は上記の在校時に準じて保護者に引き渡すまで学校で保護する。）
翌日の措置については、余震の状況、学校施設や通学路の状況等により判断をする。 臨時休校の連絡がない限り登校する。	
震度4以下の地震が発生した場合	
2	原則として臨時休校になりません。ただし、学校および地域の被害状況等により、児童の安全確保の上から臨時休校の措置をとることもあります。 予測できない事態が発生する事もありますので、各家庭で状況を判断し安全確保に努めてください。

☞ 学校が臨時休校になった日及び暴風警報等が発令中は、学校施設は使用できません。

○緊急時の下校対応について

【令和5（2023）年7月一部改定】

緊急度及び事例	学校の対応	P T A、保護者、地域
〔注意喚起レベル〕 ・近隣校区、市内、近隣市において不審者情報があった場合	・お知らせプリント配布 ・ <u>学年単位 一斉下校</u> ・教職員パトロール	・プリントによる注意喚起 ・P T A会長、地区委員長、セーフティボランティア代表にメール配信にて連絡 ・学校よりメール配信
〔警戒レベル1〕 ☆ ・五領中校区において不審者情報があった場合	・お知らせプリント配布 ・ <u>学年単位 一斉下校</u> ・教職員パトロール	・プリントによる注意喚起 ・P T A会長、地区委員長、セーフティボランティア代表にメール配信にて連絡 ・学校よりメール配信
〔警戒レベル2〕 ☆☆ ・五領中校区において被害が発生した場合 ・震度5弱未満の地震が発生した場合（被害状況により判断します。）	・ <u>全校 一斉下校</u> ・教職員パトロール	・学校よりメール配信 ・P T A会長、地区委員長、セーフティボランティア代表にメール配信にて連絡 ・地震の場合、学校や地域の被害状況により判断します。
〔警戒レベル3〕 ☆☆☆ 【自然災害】 ・登校後、暴風警報、大雨警報、洪水警報、暴風雪警報、大雪警報が発令された場合 ・在校時の震度5弱以上の大規模地震が発生した場合 【事件事故発生時】 ・五領中校区において重大な被害が発生した場合 ・五領小校区内で凶悪な事件の発生や、凶悪犯の逃走などが発生した場合	・ <u>保護者への直接引き渡し</u> ※児童は学校で待機しています。 <u>出来る限り速やかに</u> 迎えに来てください。	・学校よりメール配信 ・P T A会長、地区委員長、セーフティボランティア代表にメール配信にて連絡 ・地震の場合は、被害に応じた対応をします。（大きな被害でない場合は集団下校もあります。）

※緊急連絡等は、「メール配信」で行いますので、登録にご協力をお願いします。